

白石町浄化槽設置整備事業補助金交付手続き手順

● 補助金申請の前に

1. 「浄化槽設置者講習会」を保健福祉事務所で受講してください。
(同居成人代理可)
2. 「浄化槽設置届書」を保健福祉事務所に提出してください。
通常、この届け出は、施工業者が設置者本人に代わって行います。
詳しくは、施工業者に問い合わせください。

● 補助金交付申請

1. 補助金交付申請(様式第1号)を町長あてに提出する。
※申請の際、以下の書類が全て揃わないと受け付けません。
※申請書類が全て揃った時点で、提出順に予算枠内で受け付けます。
※申請書類は、以下記載順にA4版左綴じにして提出してください。

添 付 書 類

・新築時の提出書類

(1) 浄化槽設置届出書(写)

保健福祉事務所の受付印が押印され、審査期間が経過したもので以下の保健福祉事務所提出分の添付書類も提出してください。

- ① 浄化槽設置図及び建設物各階平面図(写)
 - ② 浄化槽構造図(写)
 - ③ 給排水管図
 - ④ 誓約書(県)
 - ⑤ 浄化槽設置者講習会受講済証書(写)
 - ⑥ 浄化槽保守点検及び清掃委託契約書(写)
- (2) 設置場所の見取り図(住宅地図)
- (3) 誓約書(町指定)
- (4) 浄化槽設置状況検査依頼書(写)
- (5) 浄化槽設置工事に要する経費見積書(写)
- (6) 浄化槽登録証(写)
- (7) 登録浄化槽管理票(C票)
- (8) 浄化槽機能保証登録証
- (9) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
- (10) 浄化槽施工技術特別講習の修了証書(写)
- (11) その他町長が必要と認める書類
- (12) 世帯のうち納税義務があるもの全員の町税の完納証明書

※ 上記の手続きは、施工業者の代行も可能です。

・ 単独浄化槽からの転換

新築時の提出書類に加え

1. 宅内配管工事に対する経費見積書
2. 単独浄化槽撤去費用に対する経費見積書
3. 単独処理浄化槽の配置図及び現況写真
4. 浄化槽法第 11 条法定検査依頼書

・ 汲み取り便槽からの転換

新築時の提出書類に加え

1. 宅内配管工事に対する経費見積書
2. 便槽撤去費用に対する経費見積書
3. 便槽の配置図及び現況写真
4. 浄化槽法第 11 条法定検査依頼書

2. 書類審査

申請書を受け付けた後、書類審査・設置現場確認等を行い、条件を満たせば、町長が申請者に補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を通知する。

3. 工事着工

- ① 工事着工にあたっては、「白石町浄化槽工事基準」等を遵守すること。
基準どおりの施工がなされていない場合は、補助金の交付は出来ませんので、十分注意してください。
- ② 写真は、指定されたとおりに撮ること。
- ③ 工事完了予定年月日までに工事が完了しない場合は、町長に報告して指示を受けること。
もし工期を変更するときは、町役場まで連絡してください。
変更承認申請書（様式第 4 号）の提出が必要となります。

4. 工事完了

5. 実績報告

工事完了後 1 ヶ月以内に実績報告書（様式第 5 号）を町長あてに提出する。報告の際、以下の書類を A 4 版左綴じにして提出してください。

添 付 書 類

・新築時の提出書類

- (1) 工事写真
- (2) チェックリスト（担当浄化槽設備士確認書）
- (3) 領収書（写）
- (4) 請求書（様式第 7 号）

・単独浄化槽からの転換

新築時の提出書類に加え

- 1. 宅内配管工事写真
- 2. 宅内配管工事代金の領収書の写し
- 3. 単独浄化槽撤去写真
- 4. 単独浄化槽撤去工事代金の領収書の写し

・汲み取り便槽からの転換

新築時の提出書類に加え

- 1. 宅内配管工事写真
- 2. 宅内配管工事代金の領収書の写し
- 3. 便槽撤去写真
- 4. 便槽撤去工事代金の領収書の写し

6. 補助金交付確定

町長が、申請者に補助金交付確定通知書（様式第 6 号）を通知する。

7. 補助金交付請求

申請者は、町長に補助金交付請求書（様式第 7 号）を提出する。

8. 補助金交付

町長が、申請者に補助金を支払います。

※ 以下の場合、補助金交付を取り消します。

- ・不正な手段により補助金を受けたとき。
- ・補助金を他の用途に使用したとき。
- ・補助金の交付条件に違反したとき。